

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0247-61-6612

(月曜日～土曜日 9:00～17:30)

管理責任者 大根田 みゆき

24時間連絡可能な体制を確保しておりますので、必要に応じてご相談に対応いたします。
不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	(事業所名) L-CUB介護支援センター三春
所在地	(住所) 田村郡三春町大字山田字クルミヤツ 15-2-2
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (0773100748)
サービスを提供する 実施地域 ※	三春町 郡山市 田村市 本宮市 大玉村

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制 管理者 1名 介護支援専門員 3名

(3) 営業時間 月曜日から土曜日 9:00 から 17:30 まで (日曜・祝日は休業)

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙1「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。
ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日、保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

付属別紙2 参照

(2) 交通費 前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料 お客様はいつでも契約を解約することができ、一切、料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

事業所名 Ｌ－ＣＵＢ介護支援センター三春 電話 0247-61-6612
苦情相談窓口 担当 管理者 大根田 みゆき

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて、提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当介護支援専門員または、管理者までお申し出ください。

また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の相談窓口

三春町 保健福祉課 介護保険グループ 0247-62-3166
郡山市 介護保険課 024-924-3021
福島県 国民健康保険団体連合会 024-528-0040

6. 虐待防止

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底を図っています。
- ・虐待防止の為の指針の整備をしています。
- ・虐待防止の為の研修会を定期的実施します。
- ・虐待防止に関する担当者の設置をしています。

虐待防止に関する担当者 管理者 大根田 みゆき

7. 感染症の予防及びまん延防止

事業所は感染症の発症と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底しています。
- ・感染症及びまん延の防止のための指針の整備をしています。
- ・感染症及びまん延の防止の為の研修会及び訓練を定期的実施します。

8. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でもご利用者様への居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 身体拘束等の適正化の推進

利用者様または他の利用者様等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行なってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者様の

心身の状況並びに緊急やむを得ない利用を記録します。

10. サービスの利用に関する留意事項

(サービスにあたっての禁止事項)

- ・職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。
- ・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為
- ・サービス利用中に、職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット等に掲載すること。

11. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 エヌジェイアイ
代表者 役職	氏名 代表取締役 橋本 弘幸
所在地・電話	福島県郡山市八山田字前林10-4 光ビル102号
主な事業内容	・医療機器販売事業 ・医療機器の保守点検及び修理業務 ・福祉用具貸与・販売事業 ・病院の売店、理容、美容院及びリネンサプライ業並びに食堂、喫茶と給食に関する業務 ・損保保険代理業務及び生命保険募集業務 ・介護保険に関する事業：居宅介護支援、訪問看護、訪問介護、通所介護 地方自治体（市町村）から介護被保険者認定調査業務の受託 ・健康保険法による訪問看護事業 ・学校法人、社会福祉法人等の適用を受けない幼児教育、保育事業 ・フィットネスクラブ等の健康トレーニング施設の運営 ・介護職員初任者研修事業

12. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために暫定的な居宅サービス計画の作成により、サービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後、迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

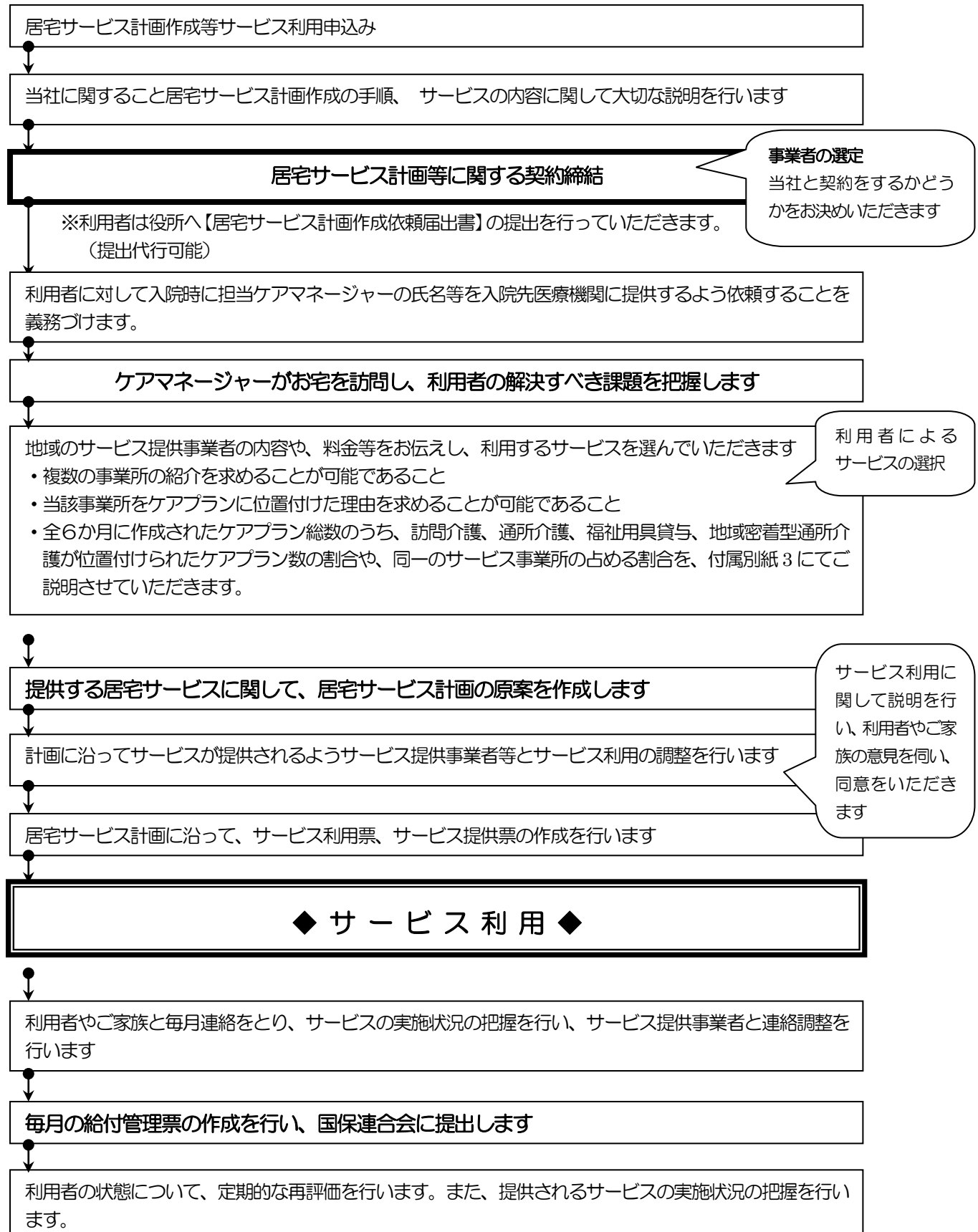
要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前には、提供された居宅介護サービスに関する料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った

場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。
この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者において、ご負担いただく
ことになります。

付属別紙 1

サービス提供の標準的な流れ



↓
付 居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

居宅介護支援利用料Ⅰ ※ICT、事務職なし

	介護支援専門員取扱件数	要介護1・2	要介護3・4・5
1	45件未満の場合	10,860円	14,110円
2	45件以上60件未満の場合	5,440円	7,040円
3	60件以上場合	3,260円	4,220円

介護予防支援費 指定居宅介護支援事業所が行う場合 4,720円

(居宅介護支援 加算項目)

□特定事業所加算Ⅰ 1ヶ月に1回519単位を算定

■特定事業所加算Ⅱ 1ヶ月に1回421単位を算定

□特定事業所加算Ⅲ 1ヶ月に1回323単位を算定

※下記参照

	特定事業所加算Ⅰ	特定事業所加算Ⅱ	特定事業所加算Ⅲ
1	常勤専従の「主任介護支援専門員」2名以上配置（兼務可）	常勤専従の「主任介護支援専門員」1名以上配置（兼務可）	常勤専従の「主任介護支援専門員」1名以上配置（兼務可）
2	常勤専従の「介護支援専門員」3名以上配置（当該事業所の管理者との兼務可）	常勤専従の「介護支援専門員」3名以上配置（当該事業所の管理者との兼務可）	常勤専従の「介護支援専門員」2名以上配置（当該事業所の管理者との兼務可）
3	利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達等を目的とした会議を定期的に開催	利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達等を目的とした会議を定期的に開催	利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達等を目的とした会議を定期的に開催
4	24時間連絡体制・相談対応体制の確保	24時間連絡体制・相談対応体制の確保	24時間連絡体制・相談対応体制の確保
5	利用者総数（予防受託件数除く）のうち、要介護3～5の割合が40%以上		
6	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施
7	地域包括支援センターから支援困難事例にも対応可能な体制を整備し居宅介護支援を提供	地域包括支援センターから支援困難事例にも対応可能な体制を整備し居宅介護支援を提供	地域包括支援センターから支援困難事例にも対応可能な体制を整備し居宅介護支援を提供
8	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加。	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加。	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加。
9	「特定事業所集中減算」の適用なし	「特定事業所集中減算」の適用なし	「特定事業所集中減算」の適用なし
10	介護支援専門員1人（常勤換算）の利用者数（予防受託件数含む）が45件未満	介護支援専門員1人（常勤換算）の利用者数（予防受託件数含む）が45件未満	介護支援専門員1人（常勤換算）の利用者数（予防受託件数含む）が45件未満
11	法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備	法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備	法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備
12	他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施	他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施	他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施

13	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。
----	--	--	--

□初回加算 300 単位を算定

新規に居宅サービス計画を作成した場合、また要介護区分が2段階以上変更となった場合

□入院時情報連携加算Ⅰ 1ヶ月に1回250 単位を算定

介護支援専門員が病院または、診療所に、当該病院または、診療所の職員に対して、入院したその日のうちに、必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、翌入院の日を含む

□入院時情報連携加算Ⅱ 1ヶ月に1回200 単位を算定

介護支援専門員が病院または、診療所に、当該病院または、診療所の職員に対して、入院後3日以内に必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院した日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む

□退院・退所加算 1ヶ月に3回までを限度として算定

退院・退所にあたり当該病院または診療所、施設との連携を図った場合に算定

□緊急時等居宅カンファレンス加算 1ヶ月に1回200 単位を算定

病院または、診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じ居宅サービス等の利用調整を行った場合（1ヶ月に2回を限度とし算定可能）

□ターミナルケアの利用者に対するケアマネジメント評価加算 1ヶ月に1回400 単位を算定

利用者が終末期の医療やケアの方針に関する場合であって、ご利用者又はその家族の意向を把握したうえで、24時間連絡が取れる体制を確保し在宅で亡くなった場合

□通院時情報連携加算 1ヶ月に1回 50 単位を算定

利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを行う場合。

□特定事業所医療介護連携加算 1ヶ月125 単位を算定（特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲいずれかを算定していること）

退院・退所加算を算定し、その医療機関等連携回数が年間35回以上であり、さらにターミナルケアマネジメント加算の算定回数が年間15回以上である場合

□同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント減算

①指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の建物、同一の敷地内の建物、隣接する敷地内の建物に住む利用者様。

②指定居宅介護支援事業所の利用者様が1月あたり20人以上住む建物に住む利用者様。

①②の要件を満たす場合、所定の単位数の5%減算とする。

□未実施減算項目

①業務継続計画が未実施の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

②高齢者虐待防止措置が未実施の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

